

行政経営会議 事案書

開催日：令和7年7月25日（金）
担当課：環境共生部 施設課

件 名：大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正等について

提出理由：柳橋ふれあいプラザの使用料を改定するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- ・柳橋ふれあいプラザ（以下「プラザ」という。）は、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、市民の健康及び福祉の増進と文化の向上を図るため、環境管理センターごみ焼却処理施設管理棟の2階に設置した公の施設である。
- ・集会室等の使用料については、プラザを供用開始した平成6年度から設定している。
- ・浴室は無料開放していたが、受益者負担の推進を図るため、平成9年度に有料化した。
- ・浴室と集会室等の使用料は、設定当初から据え置いてきたが、プラザの運営経費は、人件費等の上昇により増加している。
- ・「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」（以下、「適正化方針」という。）で定めたプラザの受益者負担割合は50%であるところ、運営経費の増加に伴い、直近の実績では15%程度の負担となっている。
- ・また、供用開始から30年以上が経過し、施設の老朽化の進行によって、設備の機能低下が見られることから、修理や補強も必要な状況にある。

2. 改正に向けての考え方

- ・プラザを安定的かつ継続的に運営するため、適正化方針を踏まえつつ、必要な財源の確保に向け、使用料の見直しを行う。
- ・使用料の額については、他市類似施設との比較、激変緩和の観点なども考慮して改定する。
- ・使用料の見直しにあわせ、浴室の利用者区分の見直しも行う。

3. 改正内容

(1)浴室の使用料（1回）

- ・利用者区分の見直しを行ったうえで、市内・市外在住者ごとに次のとおり改定する。

【市内に住所を有する者】

現行		改定案	
区分	料金	区分	料金
中学生以上	100 円	大人	200 円
		中高生※	100 円
小学生	50 円	小学生	50 円
幼児	無料	幼児	無料

【市外に住所を有する者】

現行		改定案	
区分	料金	区分	料金
中学生以上	300 円	大人	400 円
		中高生※	300 円
小学生	150 円	小学生	150 円
幼児	50 円	幼児	50 円

※18歳に達する日以後最初の3月31日まで

(2)集会室等の使用料（1時間）

- ・利用時間帯ごとに、次のとおり改定する。

【午前10時から午後5時まで】

施設名	現行	改定案
第1集会室	600 円	750 円
第2集会室	300 円	350 円
会議室	150 円	150 円
調理実習室	200 円	250 円

【午後5時から午後9時まで】

施設名	現行	改定案
第1集会室	750 円	900 円
第2集会室	400 円	500 円
会議室	200 円	250 円
調理実習室	250 円	300 円

4. 条例施行日

- ・改正内容の市民周知を図ることや、各種準備作業を考慮し、次期指定管理期間の開始日である令和8年4月1日とする。

5. その他

- ・環境管理センター周辺自治会の区域内の居住者については浴室の使用料を免除としているが、使用料の改定にあわせ、対象区域及び減免内容の見直しを行うこととする。

経 過

H 6. 11 供用開始
H 9. 4 浴室有料化

今後の予定

R7. 9 意見公募手続
R7. 12 議案提出
R8. 4 改正条例施行